

「用地調査点検等技術業務費積算基準(試行)」(新旧対照表)

凡例: 赤下線は、今回訂正箇所を示す

新・訂正 (R02.8.31)	旧・現行 (R02.6.1)																																																																																																																												
<p>第5 用地調査点検等技術業務の標準歩掛</p> <p>2 標準歩掛</p> <p>(4) 調査書等の点検・調製確認</p> <p>3) 調査書等の点検・調製確認 (建物)</p> <p>③ 非木造建物 非木造建物の点検・調製確認の区分は、表5-6の構造別区分及び表5-7の用途別区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表5-8を基に次式によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(歩掛) = (標準歩掛) × (表5-7による補正率) × (表5-9又は表5-3による補正率)</p> <p style="text-align: right;">表5-6</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非木造建物A</td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの (S耐火)</td> </tr> <tr> <td>非木造建物B</td> <td>鉄骨造 (非木造建物Aを除く。)、軽量鉄骨造</td> </tr> <tr> <td>非木造建物C</td> <td>コンクリートブロック造、石造、れんが造</td> </tr> <tr> <td>非木造建物D</td> <td>プレハブ造 (鉄骨系、コンクリート系、木質系)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">表5-7</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>用途 (判断基準)</th> <th>補正率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td>店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く</td> <td>0.70</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">表5-8</p> <p>構造計算を行わない場合</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>規模</th> <th>職種</th> <th>図面等内業</th> <th>算定内業</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">非木造建物A</td> <td rowspan="3">棟</td> <td rowspan="3">200㎡以上 400㎡未満</td> <td>主任技師</td> <td>0.24</td> <td>0.17</td> <td>0.41人</td> <td rowspan="3">用途による区分イの場合</td> </tr> <tr> <td>技師B</td> <td>1.44</td> <td>0.74</td> <td>2.18人</td> </tr> <tr> <td>技師C</td> <td>0.14</td> <td>0.21</td> <td>0.35人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非木造建物B</td> <td rowspan="3">棟</td> <td rowspan="3">200㎡以上 400㎡未満</td> <td>主任技師</td> <td>0.24</td> <td>0.17</td> <td>0.41人</td> <td rowspan="3">同上</td> </tr> <tr> <td>技師B</td> <td>1.09</td> <td>0.64</td> <td>1.73人</td> </tr> <tr> <td>技師C</td> <td>0.14</td> <td>0.22</td> <td>0.36人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	構造	非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの (S耐火)	非木造建物B	鉄骨造 (非木造建物Aを除く。)、軽量鉄骨造	非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造	非木造建物D	プレハブ造 (鉄骨系、コンクリート系、木質系)	区分	用途 (判断基準)	補正率	イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの	1.00	ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの	1.30	ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く	0.70	区分	単位	規模	職種	図面等内業	算定内業	計	備考	非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.24	0.17	0.41人	用途による区分イの場合	技師B	1.44	0.74	2.18人	技師C	0.14	0.21	0.35人	非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.24	0.17	0.41人	同上	技師B	1.09	0.64	1.73人	技師C	0.14	0.22	0.36人	<p>第5 用地調査点検等技術業務の標準歩掛</p> <p>2 標準歩掛</p> <p>(4) 調査書等の点検・調製確認</p> <p>3) 調査書等の点検・調製確認 (建物)</p> <p>③ 非木造建物 非木造建物の点検・調製確認の区分は、表5-6の構造別区分及び表5-7の用途別区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表5-8を基に次式によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(歩掛) = (標準歩掛) × (表5-7による補正率) × (表5-9又は表5-3による補正率)</p> <p style="text-align: right;">表5-6</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非木造建物A</td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの (S耐火)</td> </tr> <tr> <td>非木造建物B</td> <td>鉄骨造 (非木造建物Aを除く。)、軽量鉄骨造</td> </tr> <tr> <td>非木造建物C</td> <td>コンクリートブロック造、石造、れんが造</td> </tr> <tr> <td>非木造建物D</td> <td>プレハブ造 (鉄骨系、コンクリート系、木質系)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">表5-7</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>用途 (判断基準)</th> <th>補正率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td>店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く</td> <td>0.70</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">表5-8</p> <p>構造計算を行わない場合</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>規模</th> <th>職種</th> <th>図面等内業</th> <th>算定内業</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">非木造建物A</td> <td rowspan="3">棟</td> <td rowspan="3">200㎡以上 400㎡未満</td> <td>主任技師</td> <td>0.24</td> <td>0.17</td> <td>0.41人</td> <td rowspan="3">用途による区分イの場合</td> </tr> <tr> <td>技師B</td> <td>1.44</td> <td>0.74</td> <td>2.18人</td> </tr> <tr> <td>技師C</td> <td>0.14</td> <td>0.21</td> <td>0.35人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非木造建物B</td> <td rowspan="3">棟</td> <td rowspan="3">200㎡以上 400㎡未満</td> <td>主任技師</td> <td>0.24</td> <td>0.17</td> <td>0.41人</td> <td rowspan="3">同上</td> </tr> <tr> <td>技師B</td> <td>1.09</td> <td>0.64</td> <td>1.73人</td> </tr> <tr> <td>技師C</td> <td>0.14</td> <td>0.22</td> <td>0.36人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	構造	非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの (S耐火)	非木造建物B	鉄骨造 (非木造建物Aを除く。)、軽量鉄骨造	非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造	非木造建物D	プレハブ造 (鉄骨系、コンクリート系、木質系)	区分	用途 (判断基準)	補正率	イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの	1.00	ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの	1.30	ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く	0.70	区分	単位	規模	職種	図面等内業	算定内業	計	備考	非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.24	0.17	0.41人	用途による区分イの場合	技師B	1.44	0.74	2.18人	技師C	0.14	0.21	0.35人	非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.24	0.17	0.41人	同上	技師B	1.09	0.64	1.73人	技師C	0.14	0.22	0.36人
区分	構造																																																																																																																												
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの (S耐火)																																																																																																																												
非木造建物B	鉄骨造 (非木造建物Aを除く。)、軽量鉄骨造																																																																																																																												
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造																																																																																																																												
非木造建物D	プレハブ造 (鉄骨系、コンクリート系、木質系)																																																																																																																												
区分	用途 (判断基準)	補正率																																																																																																																											
イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの	1.00																																																																																																																											
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの	1.30																																																																																																																											
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く	0.70																																																																																																																											
区分	単位	規模	職種	図面等内業	算定内業	計	備考																																																																																																																						
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.24	0.17	0.41人	用途による区分イの場合																																																																																																																						
			技師B	1.44	0.74	2.18人																																																																																																																							
			技師C	0.14	0.21	0.35人																																																																																																																							
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.24	0.17	0.41人	同上																																																																																																																						
			技師B	1.09	0.64	1.73人																																																																																																																							
			技師C	0.14	0.22	0.36人																																																																																																																							
区分	構造																																																																																																																												
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの (S耐火)																																																																																																																												
非木造建物B	鉄骨造 (非木造建物Aを除く。)、軽量鉄骨造																																																																																																																												
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造																																																																																																																												
非木造建物D	プレハブ造 (鉄骨系、コンクリート系、木質系)																																																																																																																												
区分	用途 (判断基準)	補正率																																																																																																																											
イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの	1.00																																																																																																																											
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの	1.30																																																																																																																											
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く	0.70																																																																																																																											
区分	単位	規模	職種	図面等内業	算定内業	計	備考																																																																																																																						
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.24	0.17	0.41人	用途による区分イの場合																																																																																																																						
			技師B	1.44	0.74	2.18人																																																																																																																							
			技師C	0.14	0.21	0.35人																																																																																																																							
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.24	0.17	0.41人	同上																																																																																																																						
			技師B	1.09	0.64	1.73人																																																																																																																							
			技師C	0.14	0.22	0.36人																																																																																																																							

非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.15	0.15	0.30人	同上
			技師B	1.40	0.60	2.00人	
			技師C	0.20	0.30	0.50人	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.10	0.05	0.15人	同上
			技師B	0.61	0.20	0.81人	
			技師C	0.15	0.15	0.30人	

非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.15	0.15	0.30人	同上
			技師B	1.40	0.60	2.00人	
			技師C	0.20	0.30	0.50人	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	0.10	0.05	0.15人	同上
			技師B	0.61	0.20	0.81人	
			技師C	0.15	0.15	0.30人	

4) 調査書等の点検・調製確認（工作物等）

② 生産設備

生産設備の点検・調製確認の区分は、表6-4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-5により行うものとする。

なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表6-4

区分	判断基準
生産設備A	製品等の製造、育成、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ、排水設備等を含む。）、牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等
生産設備C	製品等の製造、育成、養殖又は営業に直接的には係わらないが、間接的に必要なもの 工場等の貯水池、浄水池（調整又は沈殿池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等
生産設備D	上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔・送電設備、野立の広告施設、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等

表6-5

区分	単位	規模	職種	図面等内業	算定内業	計	備考
生産設備A	設備当り	設置面積 300㎡以上500㎡未満	技師A	0.09	0.08	0.17人	
			技師B	—	0.28	0.28人	
			技師C	0.32	—	0.32人	
生産設備B	設備当り	設置面積 300㎡以上500㎡未満	技師A	0.09	0.11	0.20人	
			技師B	—	0.28	0.28人	
			技師C	0.43	—	0.43人	
生産設備C	設備当り	設置面積 300㎡以上500㎡未満	技師A	0.09	0.09	0.18人	
			技師B	—	0.20	0.20人	
			技師C	0.29	—	0.29人	

4) 調査書等の点検・調製確認（工作物等）

② 生産設備

生産設備の点検・調製確認の区分は、表6-4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-5により行うものとする。

なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表6-4

区分	判断基準
生産設備A	製品等の製造、育成、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ、排水設備等を含む。）、牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等
生産設備C	製品等の製造、育成、養殖又は営業に直接的には係わらないが、間接的に必要なもの 工場等の貯水池、浄水池（調整又は沈殿池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等
生産設備D	上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔・送電設備、野立の広告施設、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等

表6-5

区分	単位	規模	職種	図面等内業	算定内業	計	備考
生産設備A	設備当り	設置面積 300㎡以上500㎡未満	技師A	0.09	0.08	0.17人	
			技師B	—	0.28	0.28人	
			技師C	0.32	—	0.32人	
生産設備B	設備当り	設置面積 300㎡以上500㎡未満	技師A	0.09	0.11	0.20人	
			技師B	—	0.28	0.28人	
			技師C	0.43	—	0.43人	
生産設備C	設備当り	設置面積 300㎡以上500㎡未満	技師A	0.09	0.09	0.18人	
			技師B	—	0.20	0.20人	
			技師C	0.29	—	0.29人	

生産設備D	箇所	—	技師A	0.06	0.06	0.12人
			技師B	—	0.12	0.12人
			技師C	0.16	—	0.16人

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。

表6-6

設備の延べ面積 (㎡)	補正率	設備の延べ面積 (㎡)	補正率
300㎡未満	0.80	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3.40
300㎡以上 500㎡未満	1.00	3,000㎡以上 5,000㎡未満	4.70
500㎡以上 800㎡未満	1.30	5,000㎡以上 7,000㎡未満	6.20
800㎡以上1,300㎡未満	1.90	7,000㎡以上 9,000㎡未満	7.50
1,300㎡以上2,000㎡未満	2.60		

⑦ 建物等の残地移転要件の該当性の検討

建物等の残地移転要件の該当性の検討の点検・調製確認の直接人件費の積算は、表6-18により行うものとする。

表6-18

区分	単位	規模	職種	図面等内業	算定内業	計	備考
建物等の残地 移転要件の該当性	権利者	—	技師A	0.25	—	0.25人	
			技師B	0.16	—	0.16人	

8) 調査書等の点検・調製確認 (移転工法案の検討)

② 移転工法案の作成

移転工法案の作成の点検・調製確認に要する直接人件費の積算は、表10-3によるものとする。

表10-3

区分	単位	規模	職種	図面等内業	算定内業	計	備考
移転工法案の 作成	事業所	敷地面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	0.33	—	0.33人	
			技師A	1.05	—	1.05人	
			技師B	0.80	—	0.80人	
			技師C	3.85	—	3.85人	

注1. 敷地面積は、事業用地として取得等を行う面積を含めた移転工法案作成に想定される範囲の面積とする。

注2. 敷地面積が本表規模欄に定める面積以外の場合は、表10-4の補正率表を適用する。

表10-4

敷地面積 (㎡)	補正率	敷地面積 (㎡)	補正率
300㎡未満	0.80	3,000㎡以上 5,000㎡未満	4.70
300㎡以上 500㎡未満	1.00	5,000㎡以上 7,000㎡未満	6.20
500㎡以上 800㎡未満	1.30	7,000㎡以上 10,000㎡未満	7.80

生産設備D	設備当り	—	技師A	0.06	0.06	0.12人
			技師B	—	0.12	0.12人
			技師C	0.16	—	0.16人

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。

表6-6

設備の延べ面積 (㎡)	補正率	設備の延べ面積 (㎡)	補正率
300㎡未満	0.80	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3.40
300㎡以上 500㎡未満	1.00	3,000㎡以上 5,000㎡未満	4.70
500㎡以上 800㎡未満	1.30	5,000㎡以上 7,000㎡未満	6.20
800㎡以上1,300㎡未満	1.90	7,000㎡以上 9,000㎡未満	7.50
1,300㎡以上2,000㎡未満	2.60		

⑦ 建物等の残地移転要件の該当性の検討

建物等の残地移転要件の該当性の検討の点検・調製確認の直接人件費の積算は、表6-18により行うものとする。

表6-18

区分	単位	規模	職種	図面等内業	算定内業	計	備考
建物等の残地 移転要件の該当性	権利者	—	技師A	0.25	—	0.25人	
			技師B	0.16	—	0.18人	

8) 調査書等の点検・調製確認 (移転工法案の検討)

② 移転工法案の作成

移転工法案の作成の点検・調製確認に要する直接人件費の積算は、表10-3によるものとする。

表10-3

区分	単位	規模	職種	図面等内業	算定内業	計	備考
移転工法案の 作成	権利者	敷地面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	0.33	—	0.33人	
			技師A	1.05	—	1.05人	
			技師B	0.80	—	0.80人	
			技師C	3.85	—	3.85人	

注1. 敷地面積は、事業用地として取得等を行う面積を含めた移転工法案作成に想定される範囲の面積とする。

注2. 敷地面積が本表規模欄に定める面積以外の場合は、表10-4の補正率表を適用する。

表10-4

敷地面積 (㎡)	補正率	敷地面積 (㎡)	補正率
300㎡未満	0.80	3,000㎡以上 5,000㎡未満	4.70
300㎡以上 500㎡未満	1.00	5,000㎡以上 7,000㎡未満	6.20
500㎡以上 800㎡未満	1.30	7,000㎡以上 10,000㎡未満	7.80

800m ² 以上 1,300m ² 未満	1.90	10,000m ² 以上 15,000m ² 未満	10.20
1,300m ² 以上 2,000m ² 未満	2.60	15,000m ² 以上 25,000m ² 未満	14.00
2,000m ² 以上 3,000m ² 未満	3.40	25,000m ² 以上 35,000m ² 未満	18.40

800m ² 以上 1,300m ² 未満	1.90	10,000m ² 以上 15,000m ² 未満	10.20
1,300m ² 以上 2,000m ² 未満	2.60	15,000m ² 以上 25,000m ² 未満	14.00
2,000m ² 以上 3,000m ² 未満	3.40	25,000m ² 以上 35,000m ² 未満	18.40